

国立国語研究所事務組織規程

平成21年10月 1日
国語研規程第8号
改正 平成22年 3月29日
改正 平成23年 7月26日
改正 平成24年 4月25日
改正 平成28年 4月 1日
改正 平成28年 4月28日
改正 平成31年 4月 1日
改正 令和 3年 4月 1日
改正 令和 6年 8月 1日
改正 令和 7年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立国語研究所組織規程（国語研規程第1号）第16条の規定に基づき、国立国語研究所の管理部の組織について必要な事項を定めるものとする。

(係及びグループ)

第2条 課及び室にその事務を分掌させるため、係及びグループを置くことができる。

(課長補佐)

第3条 課に課長補佐を置くことができる。

2 課長補佐は、課長を補佐し、課の事務を処理する。

(専門員・専門職員)

第4条 課及び室に専門員及び専門職員を置くことができる。

2 専門員は、上司の命を受け、課及び室の所掌事務に係る高度な専門的事項を処理する。

3 専門職員は、上司の命を受け、課及び室の所掌事務に係る専門的事項を処理する。

(係長)

第5条 係及びグループに係長を置くことができる。

2 係長は、上司の命を受け、係及びグループの事務を処理する。

(主任)

第6条 係及びグループに主任を置くことができる。

2 主任は、上司の命を受け、係及びグループの事務を処理する。

(係員)

第7条 係及びグループに係員を置くことができる。

2 係員は、上司の命を受け、係及びグループの事務を処理する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月28日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。